

2019/20年度 オーストラリア連邦予算案

税務アラート(要約版)

日本語(要約)版の税務アラートは、主にオーストラリアへのインバウンド投資を計画、あるいは既に投資をしている日系企業に影響を及ぼすと思われるトピックを原文から抜粋して翻訳したものです。その他の政策については、英語版をご参考ください。

2019/20年度オーストラリア連邦予算案が2019年4月2日にジョシュ・フライデンバーグ財務相によって発表された。

EYオーストラリアでは[ウェブサイト](#)や[ポッドキャスト](#)を通して予算案における経済および政策上の課題をまとめ、解説している。総選挙が目前に迫る中で発表された予算案は、予想以上に堅調だった経済の成果による恩恵を活かしながら、特定の景気刺激策を行うというバランスの取れたものとなっている。

本予算案は、過去の予算案に盛り込まれた主要な税制およびスーパー・ニュエーション措置の多くが法制化されていないという状況の中で発表された。法制化されていないものには遡及して適用されるものや、2019年7月1日の適用予定の措置が含まれる。

予算案で発表された税制改定案

この日本語(要約)版の税務アラートでは次の項目に影響する主要な税制改定案の要点を説明する:

- ▶ 國際事業を含む事業に関する改定案
- ▶ 個人所得税に関する改定案

事業税に関する措置

中小規模企業に対し予算案発表後に取得した資産の一括減価償却規定の適用を拡大

現行の事業資産に対する一括減価償却制度を2019年4月2日以降、二部に分けて拡大することが発表された。修正法案は一括減価償却制度拡大に向けて迅速に議会に提出された。

年間売上高(aggregated turnover)が1,000万ドル未満の小規模企業向けの一括減価償却の上限が25,000ドルから30,000ドルに引き上げられる。この措置は2019年4月2日以降に初めて使用、または設置され使用可能な状態となった資産に適用される。

年間売上高が1,000万から5,000万ドルの中規模企業についても一括減価償却の上限が適用される。2019年4月2日以降に取得され、2019年4月2日から2020年6月30日までに初めて使用、または設置され使用可能な状態となった資産に対し、中規模企業向けの新たなルールが適用される。

なお、予算案にある年間売上高はグローバルレベルでの関連企業グループの年間売上高を基準とする可能性がある。

ATOへの追加財政支援金・租税回避タスクフォースの強化

ATOは今後4年間にわたり10億ドルの財政支援金を受け取り、租税回避タスクフォースの運用の拡大に充てる。この期間中、46億ドルの追徴課税が見込まれている。

租税回避タスクフォースは多国籍企業、大規模上場企業および非上場グループ、トラスト、富裕層個人を対象としたコンプライアンス調査活動に着手するものである。

ATOの追加財政支援金・雇用主の義務に関する調査の強化

所得税およびスーパー・ニューエーションの未払い額に関する調査のため、4,200万ドルもの追加支援金がATOに支給される。この調査は大企業および富裕層個人を対象とするものとなる。この追加資金によってATOは大きなリソースを得ることとなり、シングルタッチペイロールから入手した情報を用いた調査および罰則の強化が想定される。提案されていた従業員年金保障(Superannuation Guarantee)に関する特赦が議会を通過しなかったことから、企業は給与データを見直し必要に応じて自発的な開示を検討することも必要となってくる。

研究開発税制優遇制度・不透明性

研究開発(R&D)税制優遇制度については今回の予算案では触れられておらず、昨年度予算案に盛り込まれていた優遇制度(新しい研究開発集約度テスト、支出上限、優遇制度の引き下げを含む)の変更については不透明さが残る。上院の諮問委員会がさらなる審査の必要性を提案したことを見て、まだ法制化されていない。

予算案では、申請者の規模や数が減少することを想定しており、R&D優遇措置による費用負担が今後さらに13億ドル減少すると予測している。これは発表済みの改定案によるコスト削減(当初予測24億ドルが2019年3月に16億ドルに修正された)にさらに上乗せされるものである。

オーストラリア事業者番号(ABN)制度の強化

ABN保有者に対して納税義務遂行について更なるアカウンタビリティーが求められる。新規定上では、ABNを維持するために次のことが義務付けられる:

- ▶ 所得税の確定申告義務がある場合、2021年7月1日から確定申告をする
- ▶ 2022年7月1日より毎年ABN詳細を確認する

個人所得税

予算案における税制政策の目玉は段階的な個人所得税減税で、法制化された2018/19年度の個人所得税制を基盤とした低・中所得者向けの減税措置が適用される。下記グラフは2018/19年度から2021/22年度にかけて減税が納税者にどのような影響を与えるかを示している。

無還付型の低・中所得者税控除(LMTO)の増額:

昨年度の予算案で、低所得者控除(LITO)に加え、低・中所得者への支援を拡大した低・中所得者控除(LMTO)という税控除が新たに導入された。今回の予算案ではそれらの税控除が拡大された。

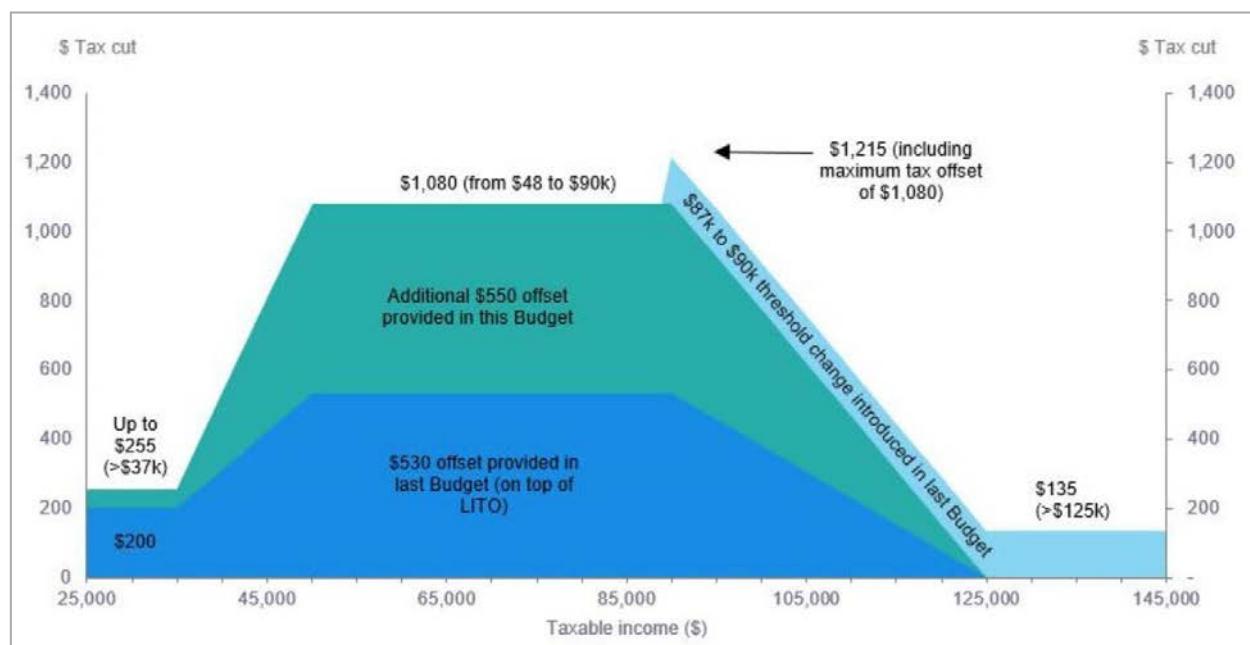
2018/19年度より、LMTOによる税控除の上限が年間530ドルから1,080ドルに引き上げられ、基準額が年間200ドルから255ドルに引き上げられる。納税者は課税所得のうち：

- ▶ 37,000ドルまでは(1ドルにつき19セントの税率区分)255ドルまでの税控除を受ける
- ▶ 37,000ドルを超える額(1ドルにつき32.5セントの税率区分)については税控除が1ドルにつき7.5セント引き上げられる(課税所得48,000ドルから90,000ドルにつき上限1,080ドル)
- ▶ 90,000ドルを超える額についての税控除は1ドルにつき3セント引き下げられ、課税所得126,000ドルで税控除がなくなる
- ▶ LMTOは2021/22年度まで適用される

低所得者税控除(LITO)の拡大:

2022年7月1日からはLMTOとLITOが一本化され、税控除額を増やした下記のLITOに置き換わる。

- ▶ LITOは645ドルから700ドルに引き上げられ、37,500ドルから45,000ドルの課税所得については1ドルにつき5セントに、45,000ドルを超える課税所得については1ドルにつき1.5セントに引き下げられ、課税所得が66,667ドルを超えた時点で税控除がなくなる
- ▶ 2022年7月1日から適用される



出典:財務省

個人所得税の税率区分の調整:

- ▶ 2022年7月1日から、19%の個人所得税が適用される税率区分の上限が41,000ドルから45,000ドルに引き上げられる
- ▶ 2024年7月1日から、税率32.5%適用となる限界税率が30%に引き下げられる

税率(%)	2018/19年度から 2021/22年度(ドル)	2022/23年度から 2023/24年度(ドル)
0	0 - 18,200	0 - 18,200
19	18,201 - 37,000	18,201 - 45,000
32.5	37,001 - 90,000	45,001 - 120,000*
37	90,001 - 180,000	120,001 - 180,000
45	180,001 +	180,001 +

税率(%)	2024/25年度以降
0	0 - 18,200
19	18,001 - 45,000
30	45,001 - 200,000
-	-*
45	200,001 + *

*税率は発表済みの2018/19年度の個人所得税減税を考慮したもので、新たな変更は太字で示されている税率には2%のメディケア税徴収は含まれていない

メディケア税徴収が必要となる基準額の引き上げ:

メディケア税徴収の基準額も2018/19年度から調整される。

EY Australia
Japan Business Services (JBS)

Sydney



篠崎純也 Junta Shinozaki
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com



石川達仁 Tatsuhiro Ishikawa
Partner, Assurance
+61 2 9276 9339
tatsuhiro.ishikawa@au.ey.com



カーンズ裕子 Yuko Kearns
Director, Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
patrick.giles-jones@au.ey.com

Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax
JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



近藤 貴輝 Takaki Kondo
Manager, Assurance
+61 8 9222 8715
takaki.kondo@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation. ey.com/au